

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日に当たるの翌日)

規則

目次

◆規則

市町村に對して交付すべき昭和五十四年度分の地方交付税のうち普通交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

◆告示

鳥取県行政書士会会則の変更

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示

◆土地改良区の設立の認可

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可

解除予定の保安林

開発行為に関する工事の完了

◆教委告示

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

市町村に對して交付すべき昭和五十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

市町村に對して交付すべき昭和五十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に對して交付すべき昭和五十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨

て、五百円以上千円未満の端数があるときの端数金額を十円とする。
計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る当該年度に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村民税の当該年度に係る基準税額は、知事が次の算式によって算出した額とする。

算式

$$\left[\{ (43,702 \text{ 円} \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.731 \right] \times 1,0011930$$

算式の符号

A 昭和53年度市町村税課税状況等の調(昭和53年6月15日付受地第253

号各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。以下同じ。) 第

12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数

に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和53年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(h)欄に係る額に1.013を乗じて得た額(500

円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000

C 昭和53年度市町村税課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和52年度」のうち「計」欄に係る額に1.707を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数

金額を1,000円とする。)

D 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得の調定見込額等に関する調べについて(昭和54年4月9日付発地第93号各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。)の表頭「昭和54年度調定見込額等」のう

ち「計C」欄に係る額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBの欄に定める単位額補正率

(市町村民税の消費税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村民税の消費税の基準税額は、知事が次の算式によって算出した額。(算定の際題と異なるたびに本数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

算式

$$\{ 6,890 \text{ 円} \times (A \times B) \times 0.13575 \} \times 0.9998672$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和53年3月1日から昭和54年2月28日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数(500本未

満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下「売渡本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売渡本数の伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{\ell}} \div 1.030 \right) \times 1.033$$

a 前記Aに同じ。

ℓ 当該市町村の区域内における昭和51年3月1日から昭和52年2月

28日までの間の売渡本数

(電気税の基準税額の算定方法)

第五条 電気税の市町村の基準税額は、知事が次の算定により算定した額とする。

$$\left\{ (A \times B) \times 0.75 \right\} \times 0.9993362$$

算式の符号

A 昭和53年3月1日から昭和54年2月28日までのガス料金に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和53年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気税の伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.2204 \right) \times 1.0682$$

a 昭和52年度の当該市町村における電気料金に係る電気税のうち現年課税分の収入額

b 昭和50年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現年課税分の収入額

(木材取扱の基準税額の算定に用ひる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材取扱の基準税額の算定に用ひる市町村の用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村の昭和五十年、昭和五十一年及び昭和五十九年ににおける用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従ひ当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量が一方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第六条 ガス税の市町村の基準税額は、知事が次の算式によりて算定した額とする。

$$\left\{ (A \times B) \times 0.75 \right\} \times 1.000498$$

算式の符号

A 昭和53年3月1日から昭和54年2月28日までのガス料金に係るガス税として、ガス事業者が昭和53年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス料金に係るガス税の伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.8621 \right) \times 0.9554$$

a 昭和52年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和50年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現年課税分の収入額

区	分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用されるもの		○・六〇五九九九
その他もの		○・五九八五一一

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村との基準額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.9989577$$

算式の符号

A 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第55条の7の規定により

昭和53年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金の伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{f}} + 1.150 \right) \times 0.969$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和51年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附 役

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対しても交付すべき昭和五十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に対して交付すべき昭和五十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和五十三年十月鳥取県規則第六十三号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乗ずる率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のも	八・一七〇
十万円を超えて三十万円以下のも	一・八三一
三十万円を超えて五十万円以下のも	一・一三一
五十万円を超えて八十万円以下のも	一・〇三九
八十万円を超えて一百万円以下のも	一・〇〇八
一百万円を超えて五百五十万円以下のも	一・〇〇四
五百五十万円を超えて一千五百五十万円以下のも	一・〇〇一
一千五百五十万円を超えてのもの	一・〇〇〇

別表第二（第三条関係）

市町村民税所徴割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一九	一・一六一	東郷町	一・〇一〇	〇・八七一
米子市	一・〇一七	一・一七一	三朝町	一・〇五九	〇・六六三
倉吉市	一・〇一六	〇・九四八	閑金町	一・〇四九	〇・六一〇
境港市	一・〇三一	一・一一〇	北条町	一・〇五〇	〇・七〇〇
国府町	〇・九九五	〇・八一四	大栄町	一・〇四五	〇・七八六
岩美町	一・〇一四	〇・八〇一	東伯町	一・〇四七	〇・七四五
福部村	一・〇一八	〇・六一〇	赤崎町	一・〇三九	〇・八〇六

郡家町	一・〇三五	○・七七〇
船岡町	一・〇六四	○・七二二
河原町	一・〇五五	○・七四五
八東町	一・〇一六	○・六七一
若桜町	一・〇三八	○・六七一
用瀬町	一・〇一六	○・七六二
佐治村	一・〇一七	○・四七〇
智頭町	一・〇二五	○・七三一
氣高町	一・〇六二	○・七三二
鹿野町	一・〇一七	○・七〇〇
青谷町	一・〇八四	○・六七八
羽合町	一・〇九九	○・八一七
泊村	一・〇五〇	○・六〇五
西伯町	一・〇五二	○・八八五
岸本町	一・〇六二	○・七三四
会見町	一・〇一五	○・八九〇
日吉津村	一・〇一四	○・七五九
淀江町	○・九八九	○・九九九
大山町	○・九八九	○・七三一
名和町	○・九九九	○・七五三
中山町	一・〇一七	○・七一二
日南町	一・〇五三	○・八〇三
日野町	一・〇五七	○・八一八
溝口町	一・〇六三	○・七三九
江府町	一・〇四六	○・八三六

定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 邑 次

変更の内容

一 行政書士会に監察部を置いたこと。

二 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額を引き上げたこと。

鳥取県告示第九百十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 邑 次

尾邑次

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十四年十月二十三日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規

鳥取県告示第九百十七号

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
有限公司 森ブードセンター	湖山ストア	鳥取市湖山町北三丁目二〇一―三

鳥取県告示第九百十九号

氣高郡鹿野町大字小別所一九三番地井上信男ほか三十三人の者から設立認可申請のあつた逢坂地区土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十九日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十号

北条町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（松神地区農業用用排水と農道整備、暗きよ排水を一体とした）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十九日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十一号

昭和五十四年九月十九日付けで泊村から申請のあつた土地改良（原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十二号

昭和五十四年九月十九日付けで泊村から申請のあつた土地改良（宇谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地

改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

邑 次

鳥取県告示第九百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
昭和五十四年十月二十七日から二十日間
- 四 異議の申出
泊村役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（宮原地区農業用用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月十九日

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字柳茶屋一一五七の一一一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 順

昭和五十四年十月二十六日

要項により実施する。

昭和五十五年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

項

一 募集園児数 約九十人

一 応募資格

昭和五十年四月二日から昭和五十一年四月一日までに出生した幼児で、
集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十四年十一月二十八日(水)及び同月二十九日(木)
2 受付時間 毎日十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西
高等学校附属久松幼稚園（以下「県立久松幼稚園」という。）に提出
しなければならない。
2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の
保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

I 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和五十四年十一月十六日(金)から同月二十二日(木)まで

鳥取県教育委員会告示第十三号

昭和五十五年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の

教育委員会告示

木)まで

- 2 (二) 交付時間 毎日八時三十分から十六時（土曜日は、十二時）まで
交付場所 県立久松幼稚園
- 六 入園許可の決定方法
入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。
- 七 抽選の期日等
- 1 期 日 昭和五十四年十二月五日（水）九時
2 場 所 県立久松幼稚園
3 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行う。
- 八 入園許可の発表
- 九 注意事項
昭和五十四年十二月五日（水）十五時に県立久松幼稚園に掲示する。
この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園（電話 鳥取二二局三二五二番）に問い合わせること。